

製造業支援SaaS 普及協会 規約

第1条（名称）

本会は、「製造業支援SaaS 普及協会（SaaS Consortium for Manufacturing Industry：略称SCMI）」と称する。（以下、「本会」という）

第2条（目的）

本会は、製造業におけるITの普及を推進するためにSaaS市場を振興させることを目的とする。そのために、「製造業で使用可能なSaaS型サービスを提供するサービスベンダ」が、共同で 세미나/HP などを通して製造業に対するSaaS利用推進活動を行う。

第3条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1）参加企業のサービス紹介等を行うポータル運営
- （2）製造業向けセミナーの開催

第4条（会員・準会員）

- （1）本会は、本会の目的に賛同した会員・準会員および事務局により構成される。
- （2）会員は、製造業向けSaaS型サービスを提供している企業とする。
- （3）準会員は、製造業向けSaaS型サービスの提供を計画している企業とする。また、準会員は総会での議決権をもたないものとする。

第5条（入退会）

- （1）本会へ入会を希望する企業は事務局に申し込み、事務局が会員に了承を得ることで入会とする。
- （2）本会を退会しようとする企業は、書面をもって事務局に届け出なければならない。
- （3）本会は、この規約を遵守しない会員、または本会の目的に適合しないと思われる会員を総会の承認をもって除名することができる。

第6条（事務局）

- （1）本会は、総会の運営/セミナーの開催/ポータル運営などを行うために事務局を置く。
- （2）事務局は、ユニアデックス株式会社が担当する。

第7条（役員）

- （1）本会は、代表として会長1名を置く。
- （2）会長は、総会において承認されるものとする。会長の任期は、承認された総会から1年間を原則とする。ただし、再任は妨げない。

第8条（総会）

- (1) 総会は、会員・準会員・事務局をもって構成する。
- (2) 定期総会は年1 回開催することとし、その他の会議は会員・準会員・事務局の要望により会長が必要と認めたときに開催する。
- (3) 総会は、議決権を有する会員・事務局の二分の一以上の出席をもって成立する。
- (4) 総会に出席できない会員は、総会の議長または他の会員に、その権限を委任することができる。この場合、当該会員は総会に出席したものとみなす。
- (5) 総会の議長は会長が勤める。また、議長を事務局が代行することができる。
- (6) 総会の議事は、総会における有効な議決権の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- (7) 総会は、会員・準会員・事務局が提案する次の事項を議決する。
 - 本会の設立および解散
 - 活動方針
 - 本規約の改正
 - その他本会の運営に関して、重要と会長および事務局が判断した事項

第9 条（会費）

- (1) 本会は、原則として会費を徴収しない。
- (2) 本会は、第 3 条の活動を実施するにあたって特別な予算措置を必要とする場合は、都度関係する会員・準会員・事務局において協議することとする。

第10 条（成果物）

本会の成果物は、可能な限り広く公開する。

第11 条（秘密保持）

- (1) 本会の会員・準会員・事務局が、他の会員・準会員・事務局に対して開示した情報であり、かつ開示に際して開示者が秘密であることを宣言したものを「秘密情報」とします。
- (2) 本会はお客様・会員・準会員から提供頂いた個人情報は以下の目的にのみ使用します。
 - 本会主催のセミナー・シンポジウム・セミナー等の情報提供及び運営管理
 - 会員・準会員・企業・協会・団体等が主催し、本会が協賛し、事務局又は後援・協力するセミナー等の情報提供及び運営管理
 - 本会が実施する調査 / アンケート等への協力依頼及び本会からの各種ご連絡

(3) 本会は、お客様・会員・準会員からご提供いただいた個人情報を下記の場合を除き、第三者に開示しません。

本人の同意がある場合

法令に基づく場合

人の生命・身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である時

公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である時

国の機関等又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することを協力することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある時

(4) 本会は、秘密情報及び個人情報を保護するために、管理体制を整えるとともに、適切な安全管理措置を講じます。また、苦情・相談、問い合わせ、開示等の請求などに関する窓口を設置し、適切かつ迅速に対応します。

第12 条 (その他)

本規約に定めのない事象が発生した場合は、総会において誠意をもって協議の上、対応方法について定めるものとする。

(附則)

本規約は、2010 年5 月19 日から施行される。

改正 2016 年7 月14 日